

## ○大府市認定保育室運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市認定保育室事業実施要綱により認定された大府市認定保育室における保育事業等の円滑な実施を促進し、児童福祉の増進を図るため、予算の範囲内において交付する大府市認定保育室運営費等補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、大府市認定保育室事業実施要綱第2条第2号に規定する認定保育室（以下「認定保育室」という。）とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の補助基本額欄に定める額に当該補助率欄の率を乗じて得た額とする。ただし、補助対象事業欄に掲げる全ての事業の補助金の額の合計額において、1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(経費の流用の禁止)

第5条 別表の補助対象事業欄に規定する各事業の経費は、相互に流用してはならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする認定保育室の代表者（以下「申請者」という。）は、大府市認定保育室運営費等補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに、大府市認定保育室運営費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ、当該決定に条件を付することができる。

(変更交付の申請等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた認定保育室の代表者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更するときは、あらかじめ大府市認定保育室運営費等補助金変更交付申請書（第3号様式）を別に定める期日までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、大府市認定保育室運営費等補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助事業の廃止又は中止)

第9条 補助事業者は、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、若しくは補助事業の廃止又は中止の承認を受けたとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、大府市認定保育室運営費等補助金実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、補助事業者から補助金の交付の請求を受けた場合は、補助金を交付するものとする。

(帳簿等の保存)

第12条 補助事業者（補助事業に係る施設経営者を含む。）は、当該補助事業に関する帳簿等を整備し、完了等の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市認定保育室運営費等補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後に申請された大府市認定保育室運営費等補助金について適用し、改正前の大府市認可外保育施設運営費等補助金交付要綱に基づき申請された大府市認可外保育施設運営費等補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

大府市認定保育室運営費等補助金算出基準額表

補助対象事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助率
事業名	内容				
低年齢児保育事業	認定保育室の運営に必要な人件費及び施設の運営に必要な事業費を補助することにより、低年齢児保育の需要に対応し、児童の福祉の増進を図る。	認定保育室の運営に必要とする保育士（有資格者に限る。）を配置し、保育業務に従事させた経費	1か所あたり 月額140,000円 を限度とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い額	5/10
		認定保育室の運営に必要とする電気、ガス及び水道（下水道を除く。）の経費。ただし、電気、ガス及び水道の経費に、認定保育室以外の経費が含まれる場合には、認定保育室以外の経費を控除した経費	1か所あたり 年額100,000円 を限度とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い額	5/10
設備整備事業	認定保育室の運営に必要な緊急を要する施設の修繕に要する費用（新設の認定保育室を除く。）を補助することにより、低年齢児保育の需要に対応し、児童の福祉の増進を図る。	認定保育室の運営に必要な緊急を要する施設の修繕に要する経費	1か所あたり 年額500,000円 を限度とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い額	5/10

年 月 日

大府市認定保育室運営費等補助金交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊞

大府市認定保育室運営費等補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

金 円

2 事業概要等

(1) 事業実施場所

(2) 事業施行期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 事業施行理由

(4) 事業計画概要

(5) 事業施行の効果（見込み）

(6) 添付書類

① 大府市認定保育室運営費等補助金所要額調書

② 低年齢児保育事業所要額明細

③ 設備整備事業所要額明細

第2号様式（第7条関係）

大府市認定保育室運営費等補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

所在地  
団体名  
代表者氏名

様

大府市長

印

補助金交付決定額 金 円

ただし、 年 月 日付けによる大府市認定保育室運営費等補助金の申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 総事業費が、交付決定額を下回った場合には、返還を命ずることがある。
- (2) 補助事業に関する帳簿等を整備し、当該事業の完了等の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 注意事項

- (1) 申請内容等を変更する場合は、大府市認定保育室運営費等補助金変更交付申請書（第3号様式）を提出すること。
- (2) 事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（第4号様式）を提出すること。
- (3) 補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書を提出すること（様式は、任意とする。）。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助事業に係る出納その他について監査することがある。

年 月 日

大府市認定保育室運営費等補助金変更交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

大府市認定保育室運営費等補助金交付要綱第8条の規定により、補助事業の内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 当初交付申請（決定）金額

金 円

2 変更後交付申請金額

金 円

3 補助事業の変更の内容

変更前

変更後

4 添付書類

(1) 大府市認定保育室運営費等補助金所要額調書

(2) 低年齢児保育事業所要額明細

(3) 設備整備事業所要額明細

第4号様式（第8条関係）

大府市認定保育室運営費等補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

様

大府市長

印

補助金交付決定額

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| (1) 交付決定額  | 金 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 金 | 円 |
| (3) 差引増減額  | 金 | 円 |

ただし、 年 月 日付けによる大府市認定保育室運営費等補助金の変更交付申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 総事業費が、交付決定額を下回った場合には、返還を命ずることがある。
- (2) 補助事業に関する帳簿等を整備し、当該事業の完了等の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 注意事項

- (1) 申請内容等を変更する場合は、大府市認定保育室運営費等補助金変更交付申請書（第3号様式）を提出すること。
- (2) 事業が完了したときは、速やかに大府市認定保育室運営費等補助金実績報告書（第5号様式）を提出すること。
- (3) 補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書を提出すること（様式は、任意とする。）。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助事業に係る出納その他について監査することがある。

大府市認定保育室運営費等補助金実績報告書

年 月 日	
大府市長 殿	
所在地	
団体名	
代表者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた大府市認定保育室運営費等補助事業が完了しましたので、次のとおり報告します。	
施行場所	
施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 事業実績及び効果	
2 添付書類	
(1) 大府市認定保育室運営費等補助金精算調書	
(2) 低年齢児保育事業精算明細	
(3) 設備整備事業精算明細	
(4) その他参考となる資料	